

Cygames presents

伊万里湾大花火 2025

物産展出店事業所等募集要項

伊万里湾大花火実行委員会

物産展出店事業所等募集要項

1. 出店場所 セツ島会場（セツ島地区南埠頭）
2. 出店団体 Cygames presents 伊万里湾大花火 2025 物産展の出店事業所及び団体（以下、「事業所等」という。）に関して、公募により募集する。
当該募集要項は、伊万里市公式ホームページで公表する。
3. 募集区画数 セツ島会場 15 区画程度
※今後出店エリアが増える可能性があります。
4. 出店料 5,000 円／小間（3.6m×5.4m以内）
※ 審査結果通知後、指定する口座に振り込むこと。
※ 荒天等により花火大会が中止となった場合は出店料を返還する。
（自己都合で出店を取りやめる場合はこの限りでない。）
5. 配置場所
出店者を決定後、配置場所の抽選は行わず、実行委員会において、出店内容等を考慮し決定する。配置場所（レイアウト）を決定後、出店者へ通知を行う。
6. 出店内容（販売品目）
 - ① アルコール類の販売については、未開封（未開栓）での販売は原則禁止する。
容器が必要な場合は、紙コップなどの可燃性容器を使用する。
※ 期限付酒類小売業免許を取得している場合は、未開封（未開栓）での販売が可能。
 - ② 販売品目については事務局にて審査し、内容によっては出店を断る場合もある。
 - ③ 飲食物の販売等については、食品衛生法及び酒税法等の規定を遵守すること。
7. 設 備
 - ① テント、机、イスについては、事業所等で準備し撤去まで責任を持って行うこと。
 - ② テント数の上限 実行委員会構成団体、市民団体等ともに 1 張
（出店者同士の話し合いにより変更可）
 - ③ 水は各自用意する。
 - ④ 発電機等の電気設備は各自用意する。
 - ⑤ 火気を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。

8. 募集方法

募集の詳細は以下のとおり。

- ① 出店基準 事業所等の所在地が伊万里市内の事業所等を優先する。それでも募集
区画に空きがある場合は、佐賀県内、佐賀県外の順に事業所等を決定
する。

≪優先順位≫ 1位 市内事業所等 2位 県内事業所等 3位 県外事業所等

- ② 募集期限 令和7年9月26日（金） 17時00分まで
- ③ 抽選会 応募多数の場合は、以下の日程で出店者決定のための抽選会を実施する。
抽選会の実施有無に関する通知方法は、募集期間終了後に出店申込書に
記載の連絡先への電話連絡とする。

抽選会日時：10月1日（木） 10：00 から

抽選会場所：市民ギャラリー（JR伊万里駅2F）

※抽選会へ参加されなかった場合は申込取り下げとなる。

9. 申込書等の提出

- ① 申込時の提出物

提出先：事務局（シティプロモーション推進課）

提出方法：持参 もしくは メール（kankou@city.imari.lg.jp）

提出期限：令和7年9月26日（金）

No	提出書類名	✓
01	出店申込書	
02	出店誓約書	
03	暴力団に関する誓約書	

- ② 出店決定後の提出物

提出先：事務局（シティプロモーション推進課）

提出方法：持参 もしくは メール（kankou@city.imari.lg.jp）

提出期限：令和7年10月6日（月）

No	提出書類名	✓
01	営業許可書（保健所）の写し	
02	営業開始届の写し (営業許可の有効期限内で2回目以降営業する場合のみ該当)	
03	食品衛生責任者証の写し（またはそれに代わる資格証明書）	
04	食品賠償保険等の保険証書の写し	
05	出店料（5,000円）の支払い（振込口座は以下のとおり）	

05 出店料（5,000円）の支払

※お振込みの際、事業者等の名称が分かるように振込者を入力すること。

※お支払期日までにお振込みがなかった場合は出店を取り消すことがある。

佐賀銀行 伊万里支店（679） 普通 2095887 伊万里湾大花火実行委員会

お支払い期日 令和7年10月6日（月）

10. ごみの処理及び出店箇所の清掃について

- ① 出店に際して発生したごみはすべて適切に処理したうえで、収集・撤去を各自の責任で行う。また、物産展開催中及び終了後は、各自出店場所の清掃をすること。
- ② お客様用のゴミについては、市職員が飲食スペースに交代で常駐し、不燃物・可燃物等の分別をしたうえで、収集・撤去を行う。
- ③ 出店箇所に炭・油等を残したりせず、きれいに清掃すること。

11. 各種申請

食品等の販売等にかかる各種届出等は、各自が責任をもって行う。また、食品等の販売については、許可を受けた品目以外のものを販売しない。

12. 売上金額等の報告

物産展終了後、期間中の売上金額の合計を事務局へ報告すること。

13. 諸注意（全10項目）

- ① 物産展開催時間内で閉店せざるを得ない場合は、事務局へ報告すること。
- ② 物品の搬入及び搬出に際し、事故の発生防止に努めること。事務局は、事故防止のための措置を命じ、作業の制限または中止を求めることがある。
- ③ 出店に伴い発生する恐れがある騒音・臭気・振動・そのほかの危険に対しては、万全の対策を講じること。特に、物品の搬入及び搬出に際して、付近の企業等から苦情等がでないよう配慮すること。
- ④ 食品衛生には、十分な注意を払い、食中毒等衛生問題の発生が絶対にならないようにすること。
- ⑤ 販売品に対する苦情は当該事業所等の責任において、誠意をもって取替・返金等の対応をすること。

- ⑥ 出店者の行為によって発生した事故等や、食中毒等食品衛生問題は、当該事業所等の責任で処理すること。
- ⑦ 事務局は、天災等不可抗力により発生した事故等による損失に対して、その責任を負わない。
- ⑧ ビラ・パンフレット配布、ハンドマイク等の拡声器の使用、演説、署名運動・その他、本イベントの趣旨に反する行為は原則禁止する。ただし、ビラ・パンフレットについては、自区画内に置き、来場者が自由に取れるようにしてある場合は展示を許可する。
- ⑨ 事務局の指示に従わない場合、または法令等に抵触する場合は出店を取り消すものとする。
- ⑩ 注意事項等が守れない場合は、次年度以降の出店をお断りする場合がある。